

6

大隅広域夜間急病センターの適正な利用をお願いします

大隅広域夜間急病センターは、夜間の内科・小児科の急病患者を治療するための診療所で、突発的な発熱や腹痛など、外来診療により急病患者の医療を担当する医療機関です。

比較的軽症の患者や「昼は仕事だから」、「明日は忙しいから」、「薬だけもらいたいから」といった人など、本来昼間に受診できる人が夜間に受診されると、緊急性の高い患者の診療が遅れたりするなど、診療体制が維持できなくなりかねません。

夜間急病センターの本来の目的を正しく理解し、私たちのまちの夜間診療体制を守りましょう。また、安易な救急車の利用も控えましょう。

皆様のご理解とご協力ををお願いします。

◆診療内容：内科及び小児科の応急的な処置のみで、薬の処方 は 1 日分のみ

◆受付時間：18 時 30 分から翌日 6 時 30 分まで

◆診療時間：19 時から翌日 7 時まで

◆受診すべきか迷ったときは：

●大隅広域夜間急病センター電話相談：夜間急病センターの看護師などが応急処置や受診の必要性などの助言をします。

TEL：0994-45-4119

●鹿児島県小児救急電話相談（19 時から 23 時まで）：夜間におけるお子様の急な病気について、看護師が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言をします。

TEL：# 8000（またはTEL：099-254-1186）

◆連絡先：大隅広域夜間急病センター 鹿屋市共栄町 14 番 18 号 TEL：0994-45-4119

■問い合わせ先：保健課 保健対策係 TEL：474-1111（内線 161）



7

松山泰野分譲地（仮称）分譲開始！

松山支所総務市民課地域振興係では、宅地を分譲しています。

◆所在地：志布志市松山町泰野字竹ノ下（松山中学校隣）

◆坪単価及び販売区画数：10,000 円 / 坪（10 区画）

◆立地条件：松山 I C まで車で 3 分、松山中学校まで徒歩 2 分、泰野小学校まで徒歩 5 分

◆申込み期間：5 月 23 日（月）から 6 月 3 日（金）まで

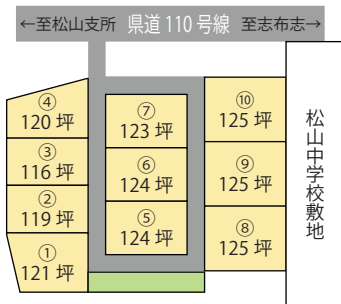
※申込み期間中は先着順ではありません。また、希望区画が重複した場合は、抽選となる場合があります。

◆申込み条件：申込者は、次の条件を満たしていることが必要です。

●志布志市に定住する意思を持ち、土地購入後 3 年以内に自ら居住する住宅を建築し、居住すること。

●契約者は 18 歳以上で、同居される親族がおられる方

◆志布志市移住定住促進事業補助金の対象になります。



日当たり良好で立地条件も良い 10 区画！

■問い合わせ先：松山支所 総務市民課 地域振興係 TEL：487-2111（内線 323）

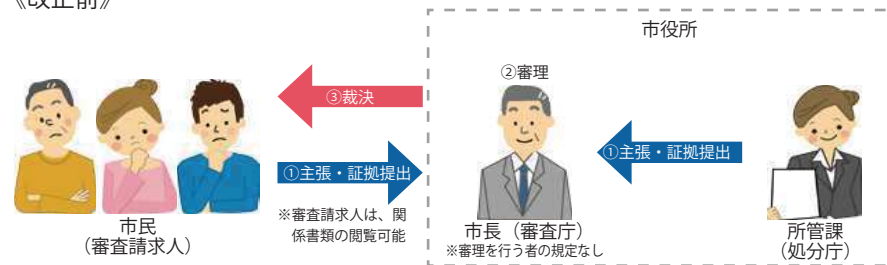
5

行政不服審査制度が変わります

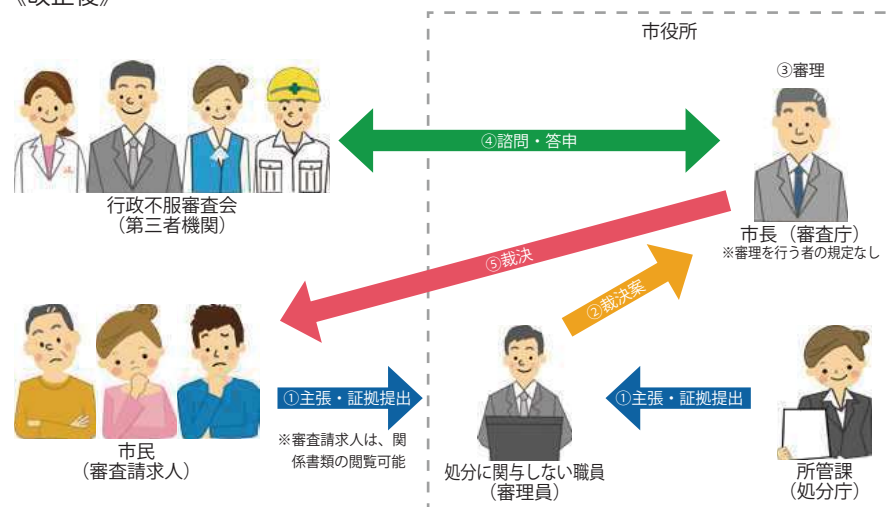
行政不服審査法の全部改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日から行政不服審査の手続きが変わります。

◆行政不服審査制度：行政処分（例：市の決定・処分）に関し、市民がその見直しを求め、行政庁（例：市役所）に不服を申し立てることができる制度です。簡易迅速な手続きにより、市民の権利利益の救済が可能（手数料は無料）になりました。

《改正前》



《改正後》



主な改正点

◆公正性の向上

●審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、両者の主張を公正に審理します。

●裁決について、有識者から成る第三者機関（志布志市行政不服審査会）が審査庁の判断をチェックします。

◆使いやすさの向上

●不服申立ての手続を「審査請求」に一元化します。

●審査請求をすることができる期間を 60 日から 3 か月に延長します。

■問い合わせ先：総務課 文書法制係 TEL：474-1111（内線 222・224・225）